

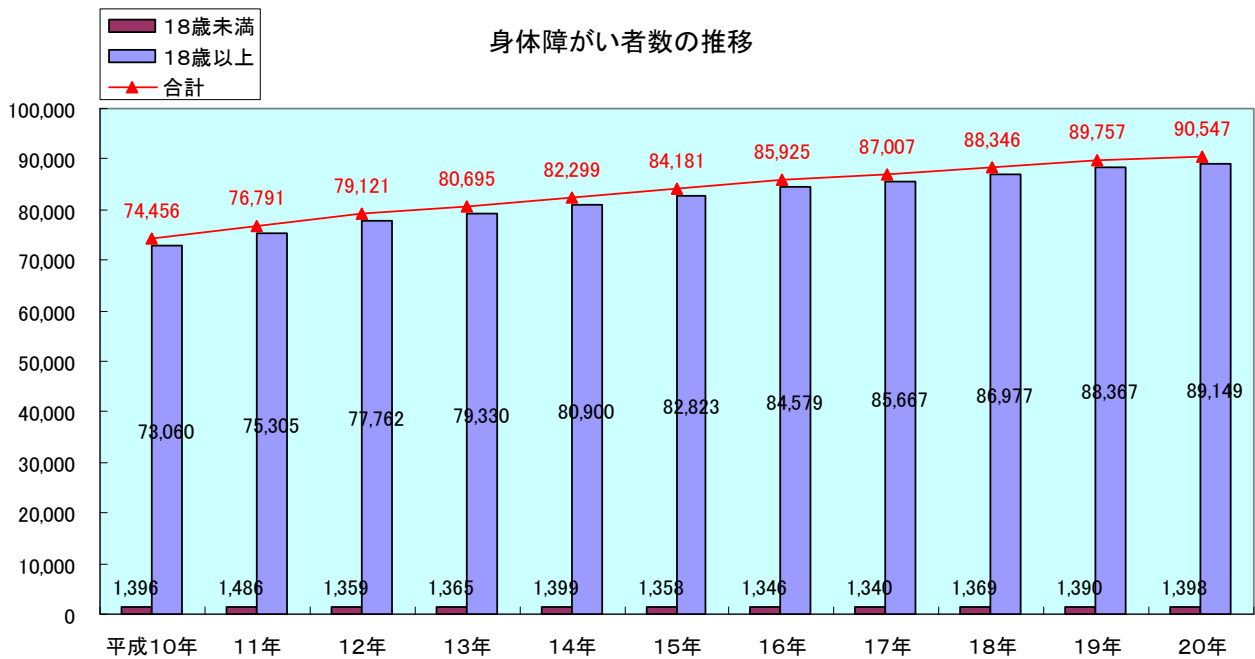
# [1] 自立の支援と社会参加の促進

## 8 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

### ① 障がい者福祉の背景と経済的支援の充実

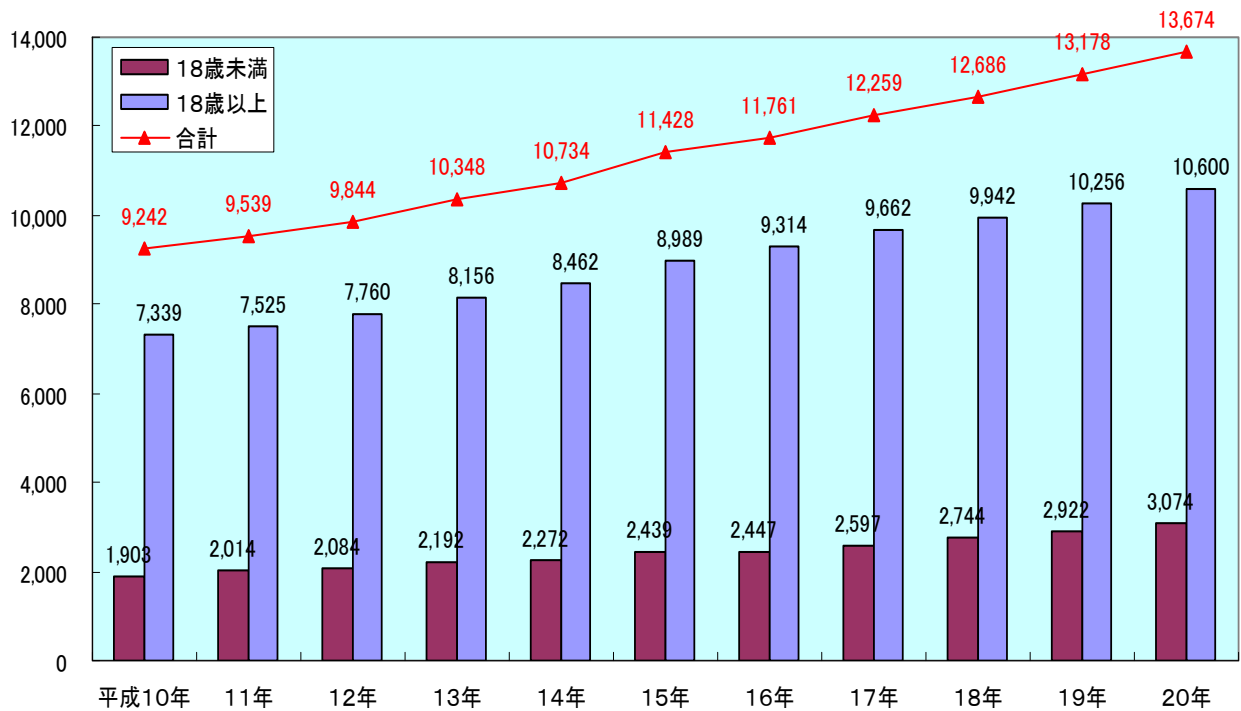
- ◆身体障がい者…本県の身体障がい者手帳交付者数は、平成20年4月1日現在で90,547人となっており年々増加しています。18歳未満の児童については横這い若しくは減少傾向にありましたが、18～20年は、若干増加しています。
- ◆知的障がい者…本県の療育手帳交付者数は、平成20年4月1日現在で13,674人となっており、年々増加しています。
- ◆精神障がい者…平成19年6月末現在、精神科病院で治療を受けている精神障がい者数は、32,201人で、入院患者は減少してきていますが、通院患者は増加しています。

このような状況を踏まえ、健康保持と福祉増進のため医療費の自己負担の軽減や、生活能力の向上を図るための補装具費等を通じて、障がい者に対する経済的支援の充実を図っています。



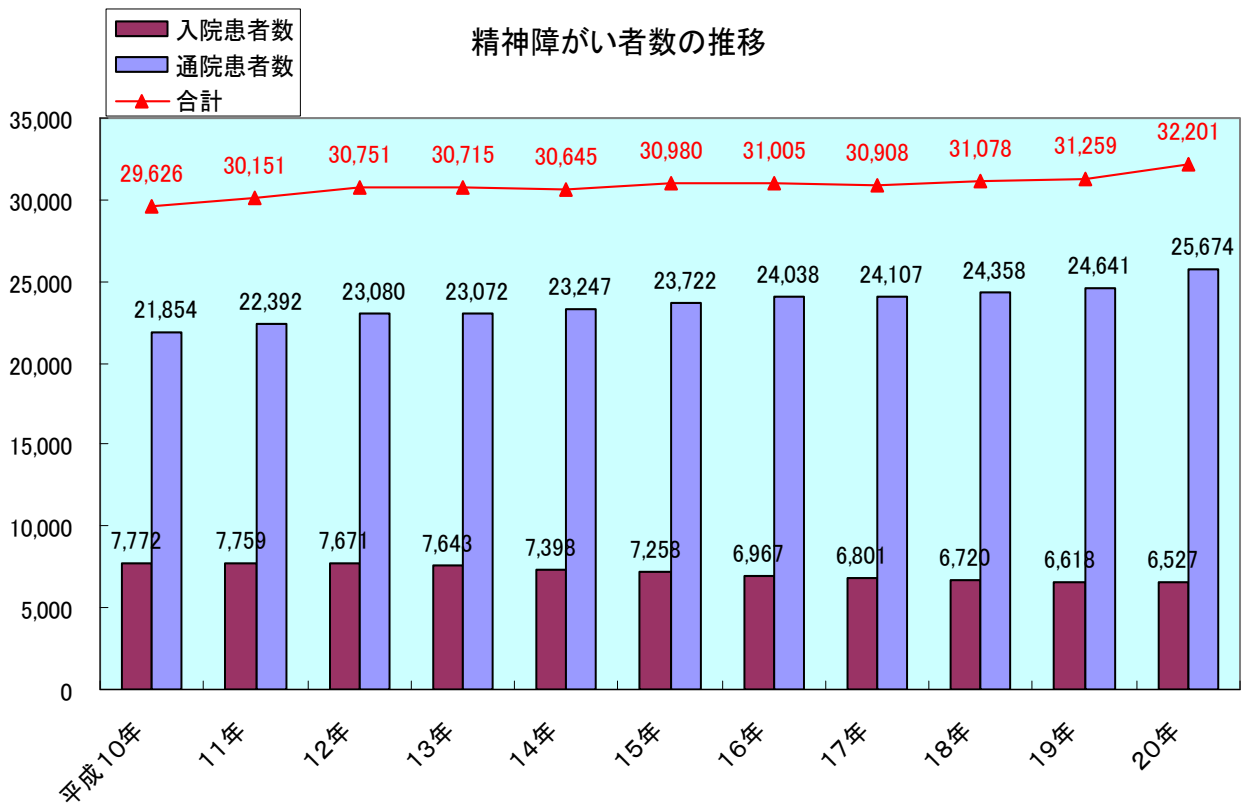
資料：福島県障がい福祉課調べ

### 療育手帳交付者数の推移



資料：福島県障がい福祉課調べ

### 精神障がい者数の推移



注釈：精神科病院に入院・通院をしている人の数

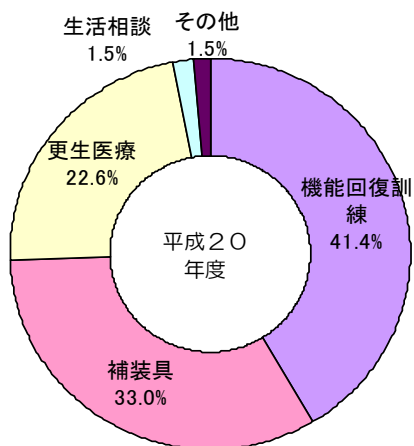
資料：福島県障がい福祉課調べ

## ② 地域での生活支援の充実

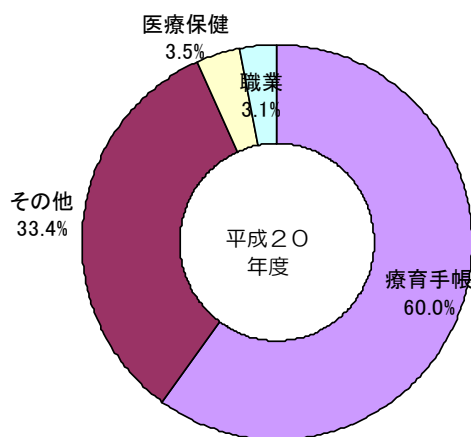
障がい者が自ら望む地域に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むためには、身近な地域での総合的な相談支援体制の充実が重要となります。

障害者自立支援法により、県は広域的・専門的な相談支援機能を担うことになるため、身近な相談窓口の実施主体となる市町村を中心に、各相談支援機関が連携し合う体制を確立し、その機能強化を図りながら、地域での生活支援の充実に努めていきます。

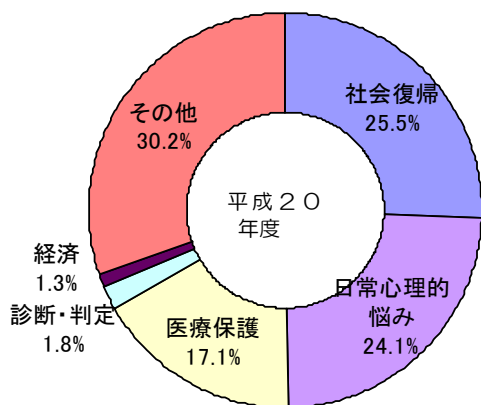
障がい者総合福祉センター（身体部門）における相談内容



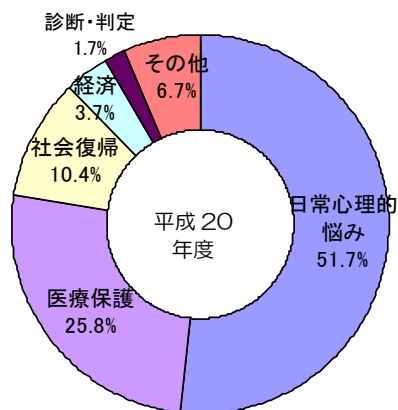
障がい者総合福祉センター（知的部門）における相談内容



保健所における精神保健福祉相談内容



精神保健福祉センターにおける相談内容



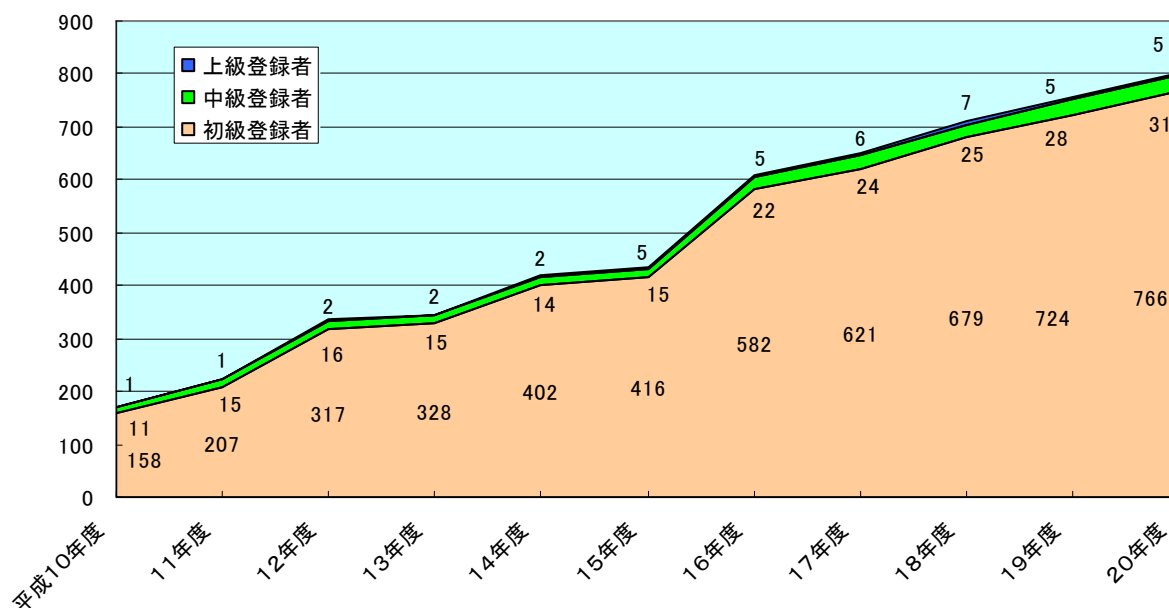
資料：福島県障がい福祉課調べ

## ③ 社会参加の促進

障がい者の社会参加促進のためには、障がい者スポーツ、レクリエーションなどにより心身の健康増進を図っていくほか、芸術活動などの文化活動や国際交流等を通じて広い視野と目標を持って、いきいきとした生活が送れるよう支援していく必要があります。

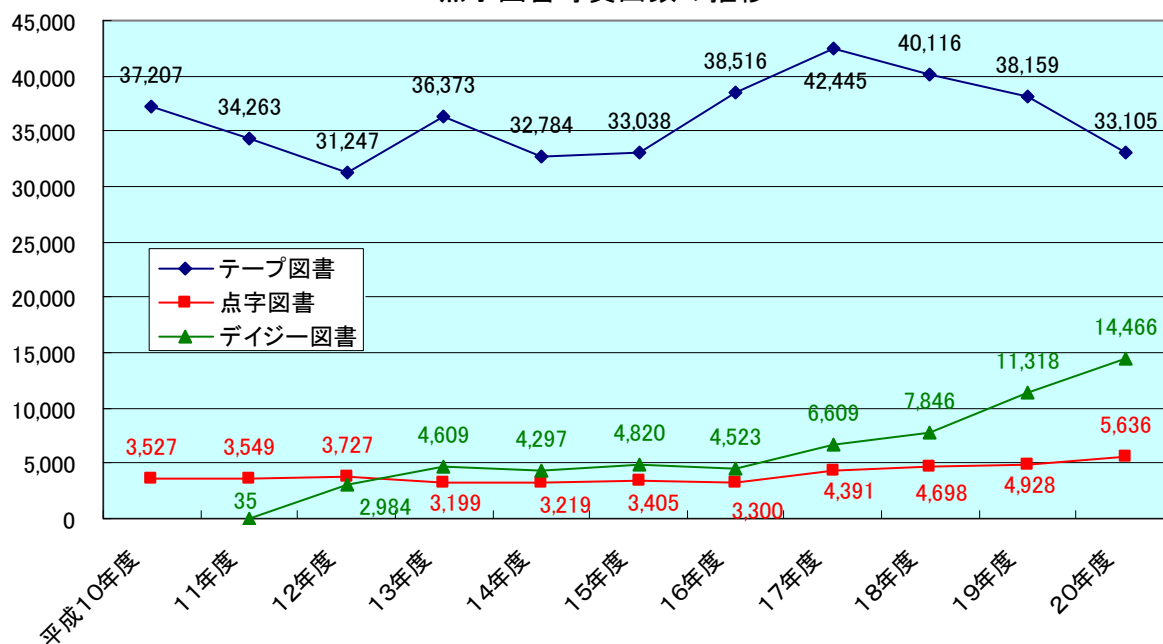
県では、障がい者スポーツ指導員の養成、スポーツ教室の開催、点字図書等の無料貸出しなどを行っています。

福島県障がい者スポーツ指導員登録者数の推移



資料：福島県障がい福祉課調べ

点字図書等貸出数の推移



注釈：図書等には点字図書、録音図書（テープとデイジー図書）を含む。

資料：福島県障がい福祉課調べ

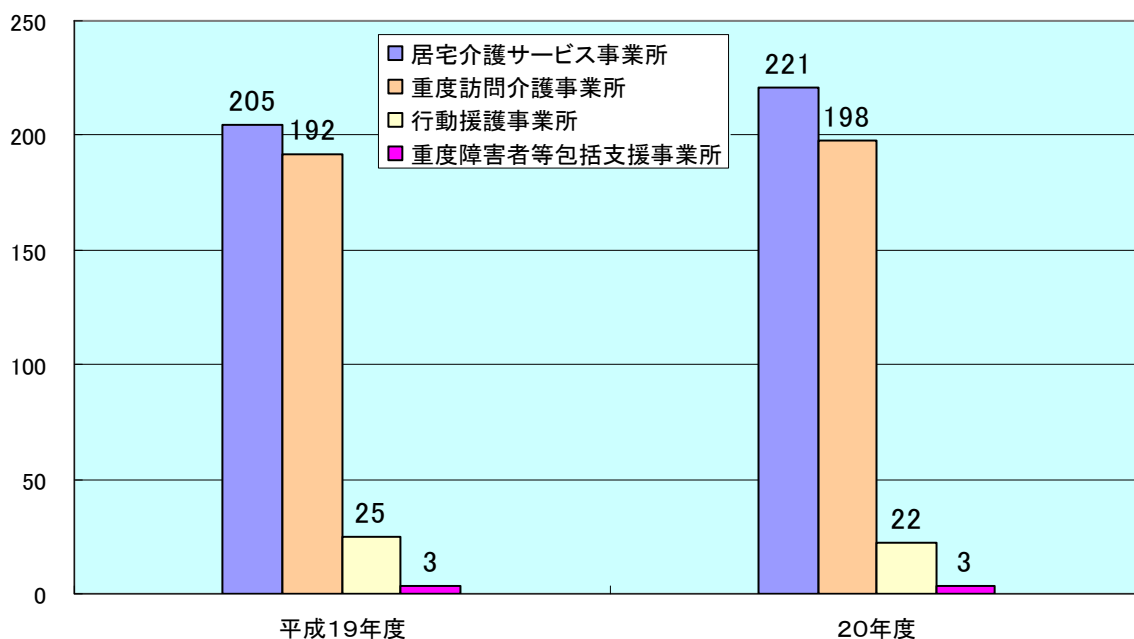
## [2] 在宅福祉サービスの充実

障がい者(児)が地域の一員として、地域とともに生活をしていくためには、ニーズに合った在宅生活支援のサービスを受けられることが必要です。このため居宅介護(ホームヘルプ)、共同生活援助(グループホーム)などの在宅サービスや相談支援体制の充実を図ります。

### ① 居宅介護等

障がい者(児)が居宅において日常生活を営むことができるよう、障がい者(児)の家庭等にホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行います。

居宅介護等指定障がい福祉サービス事業所数

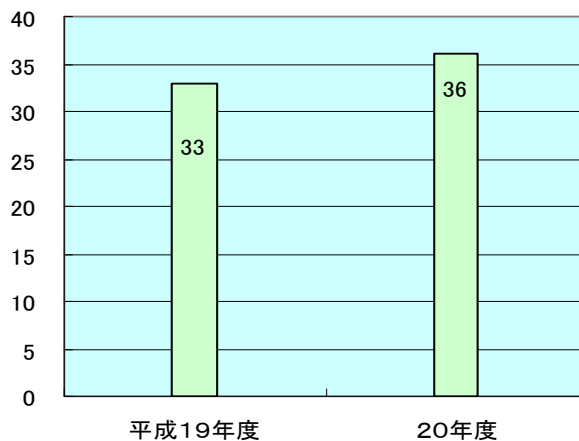


資料：福島県障がい福祉課調べ

### ② 児童デイサービス

障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう障がいの状況や生活環境に応じて適切で効果的な指導や訓練を行います。

児童デイサービス事業所数

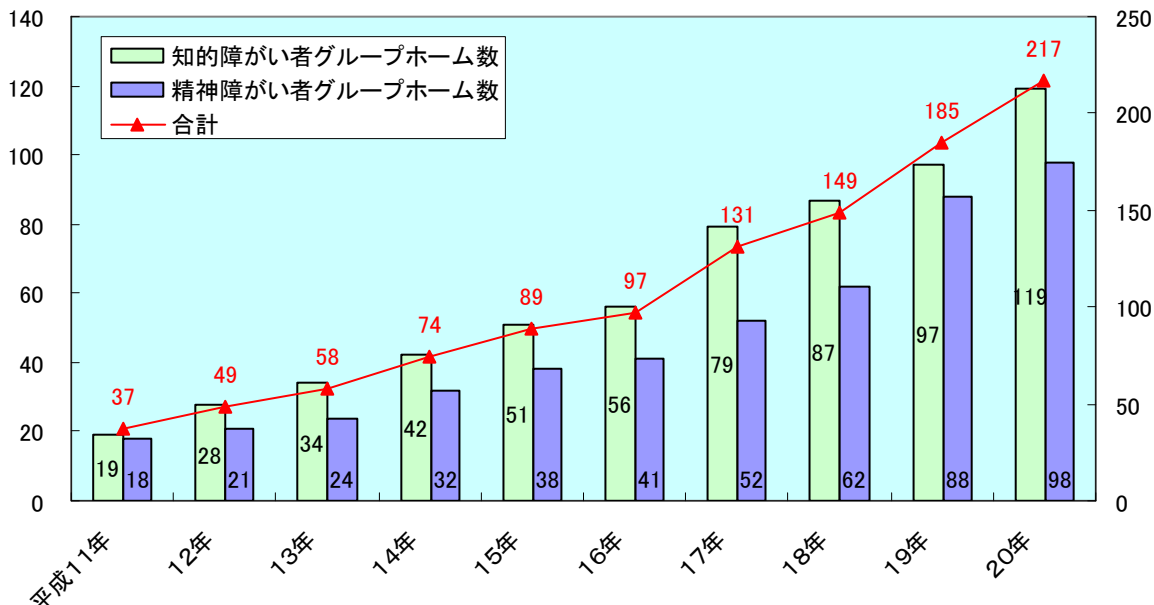


資料：福島県障がい福祉課調べ

### ③ 共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)

障がいのある人たちを地域に受け入れ、「ともに生きていく」というノーマライゼーションの考え方に基づくグループホームは年々増加傾向にあります。なお、障害者自立支援法により重度の障がいを対象としたケアホームの整備も進んでいます。

知的障がい者及び精神障がい者グループホーム数



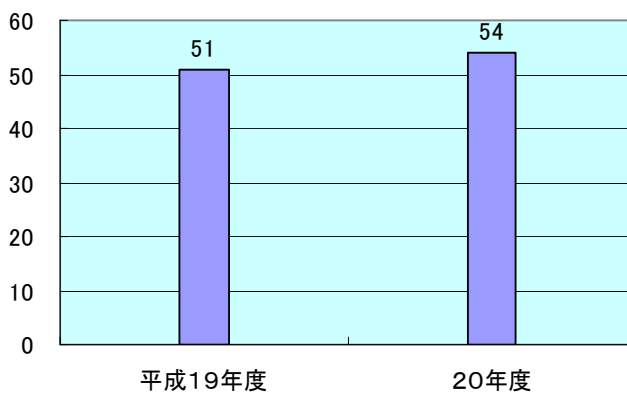
注釈：知的障がい者グループホーム数には知的障がい者地域生活ホーム数を含む。

資料：福島県障がい福祉課調べ

### ④ 相談支援

障がい者(児)の生活全般についての相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や社会資源活用のための支援を行います。

相談支援事業所数



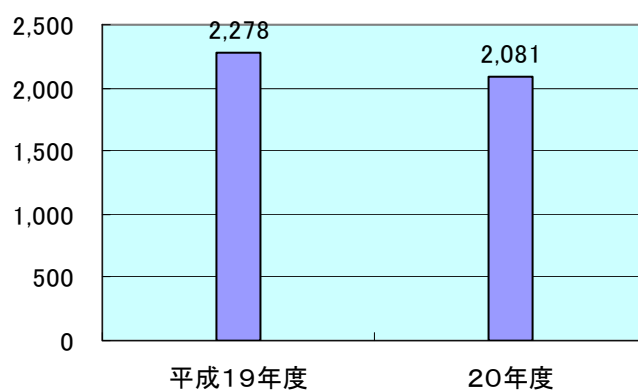
資料：福島県障がい福祉課調べ

## ⑤ 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業

障がい児(者)の地域における生活を支えるため、市町村の相談支援体制を整備し、身近な地域で専門的な療育指導や相談支援が受けられる支援体制を確保するとともに、各種関係機関と連携を図ることによって障がい児(者)や家族の福祉の向上を目指します。

実施施設では相談支援アドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制整備への助言や指導によりネットワーク構築を行うほか、発達障がいなど市町村の相談支援体制が未整備な相談や広域的な支援、高度な支援を要する相談に直接従事します。また、地域における医師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、心理士等の療育の専門家を活用することによって地域の障がい児(者)や家族、支援機関に対して各種の相談、療育支援に応じます。

福島県障がい児(者)地域療育等支援事業(県内  
実施施設10ヶ所)相談件数



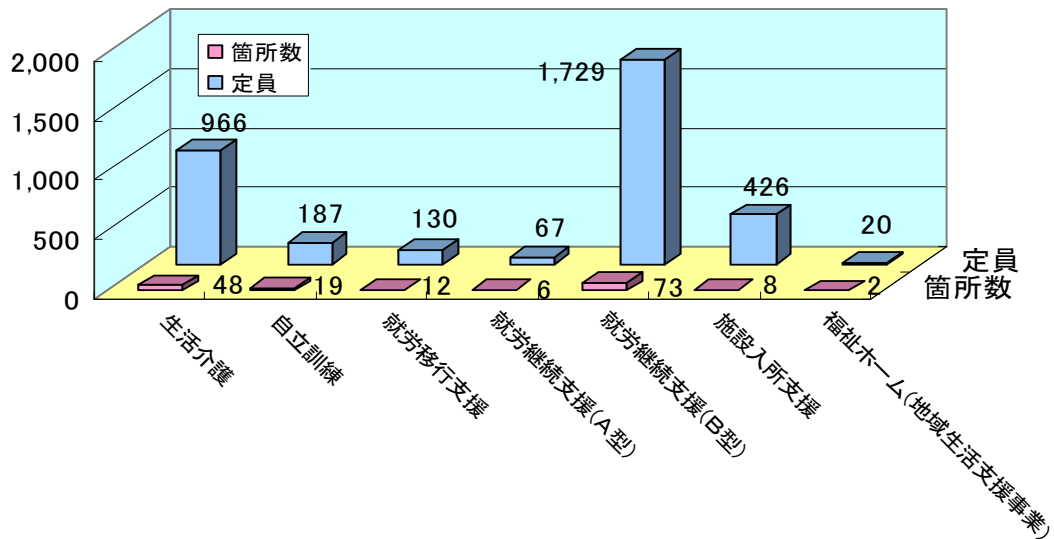
資料：福島県障がい福祉課調べ

### [3] 施設福祉サービスの充実

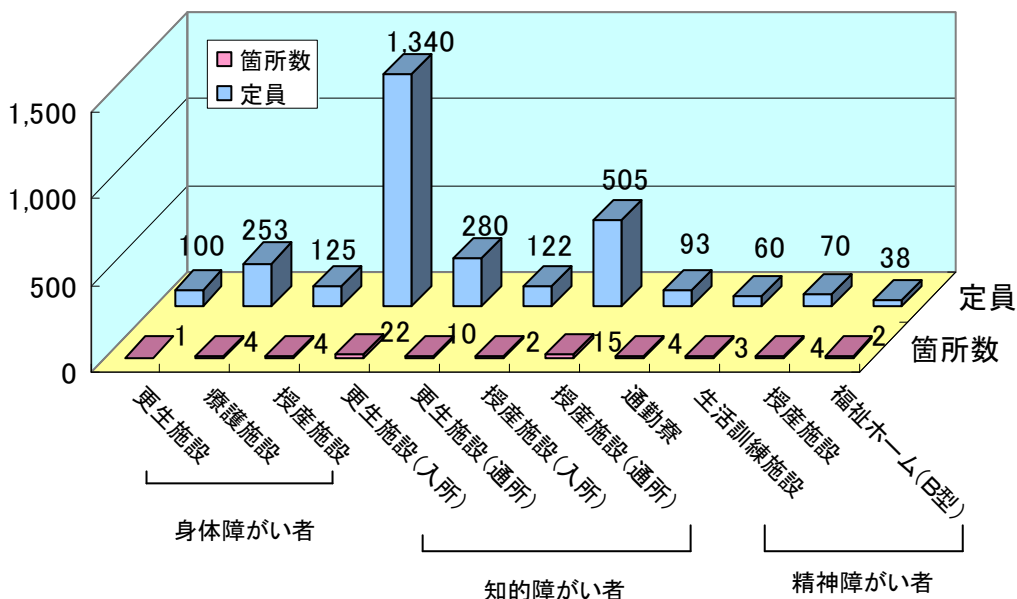
ノーマライゼーション理念の定着に伴い、これまでの施設入所や入院医療中心の考え方から、身近な地域の中で生活するという考え方に移行してきています。

このような状況を踏まえ、地域で暮らすための日中活動の場を提供する施設整備に努めるとともに、障がい者が地域生活へ移行できるよう、実践的な取組みを進めていく必要があります。なお、障害者自立支援法により従来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき設置された施設(旧法施設)は平成23年度末までに障がい福祉サービス事業所等新しいサービス体系に移行する必要があるため、その円滑な移行を促進していきます。

障がい福祉サービス事業所等(施設系)の設置状況(平成21年4月1日現在)



旧法施設の設置状況(平成21年4月1日現在)



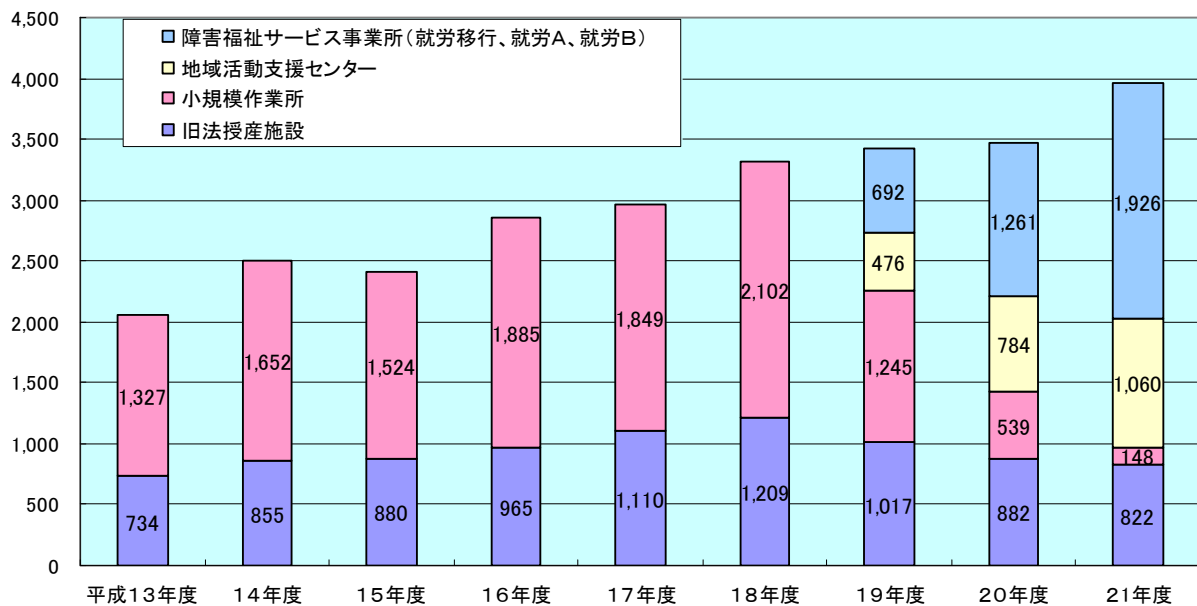
## [4] 雇用と就労の促進

経済環境が変化し、障がい者を取り巻く雇用環境が厳しさを増している中、事業主等に対し障がい者雇用に関する一層の普及啓発を図りながら、障がい者の意欲と能力に応じた雇用の場の確保と職業生活における自立を促進する必要があります。(平成20年度末現在 ハローワーク登録者のうち就業者数 5,935 人(身体 3,596 人、知的 2,013 人、精神 318 人、その他 8 人))

また、通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に対しては、能力や適性に応じた就労の場を確保する必要があります。

障害者自立支援法により、福祉的就労の場を提供してきた授産施設等は新体系へ移行することから、この円滑な移行を促進し、新体系サービスの拡充に努めていきます。

授産施設等定員数(各年4月1日)



資料：福島県障がい福祉課調べ